

参考資料（議案 1 関係）

東京都市計画道路幹線街路補助線街路 第 7 6 号線の変更について

（東京都決定）

資料 1 都市計画変更素案について

資料 2 今後の予定等について

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 📍 東京都

このたび、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線（以下、補助76号線といいます。）のうち未着手となっている隅切り（※）につきまして、都市計画区域を縮小する都市計画変更素案を作成しました。

補助76号線は文京区音羽一丁目から豊島区目白一丁目、新宿区下落合三丁目を経由して、練馬区関町北四丁目（西東京市境）に至る延長約15,240mの道路です。このうち、本線部が完成しており隅切り部のみが未完成となっている箇所を対象に、必要性の検証を行ったところ、当該隅切りについては、必要性が低いことが確認されたため、計画の変更（現道合わせ）を行う箇所としました。

なお、今回の変更により新たな用地買収や工事は発生せず、現在の道路形状は変わりません。

※隅切り：

隅切りとは、道路が同一平面で交差又は接続する場合に、自動車、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するための空間です。



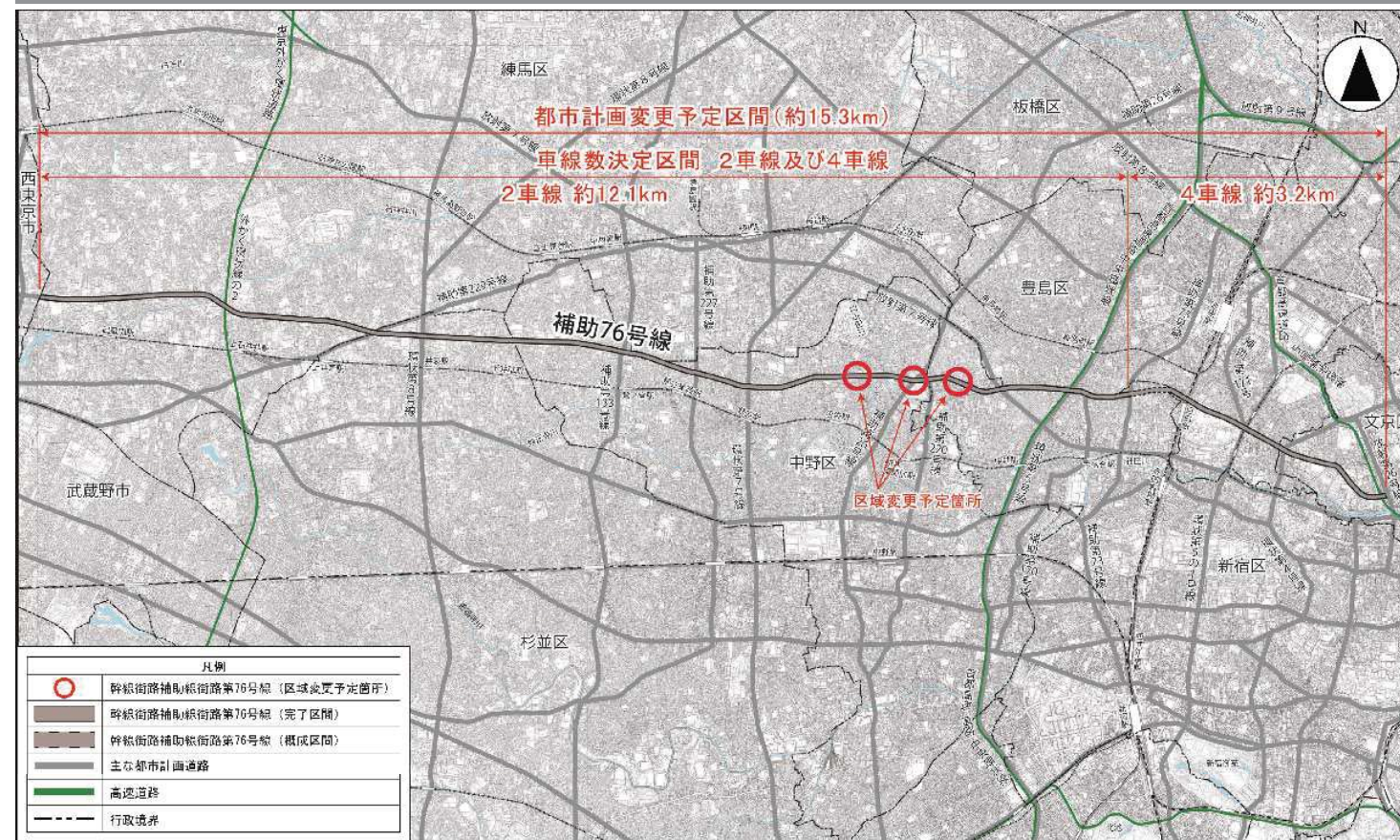
図 隅切りのイメージ

都市計画変更の概要

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線については、必要な隅切り長を満たしている交差点について、一部区域等の変更を行います。また、全線にわたり車線数を2車線及び4車線に定めます。

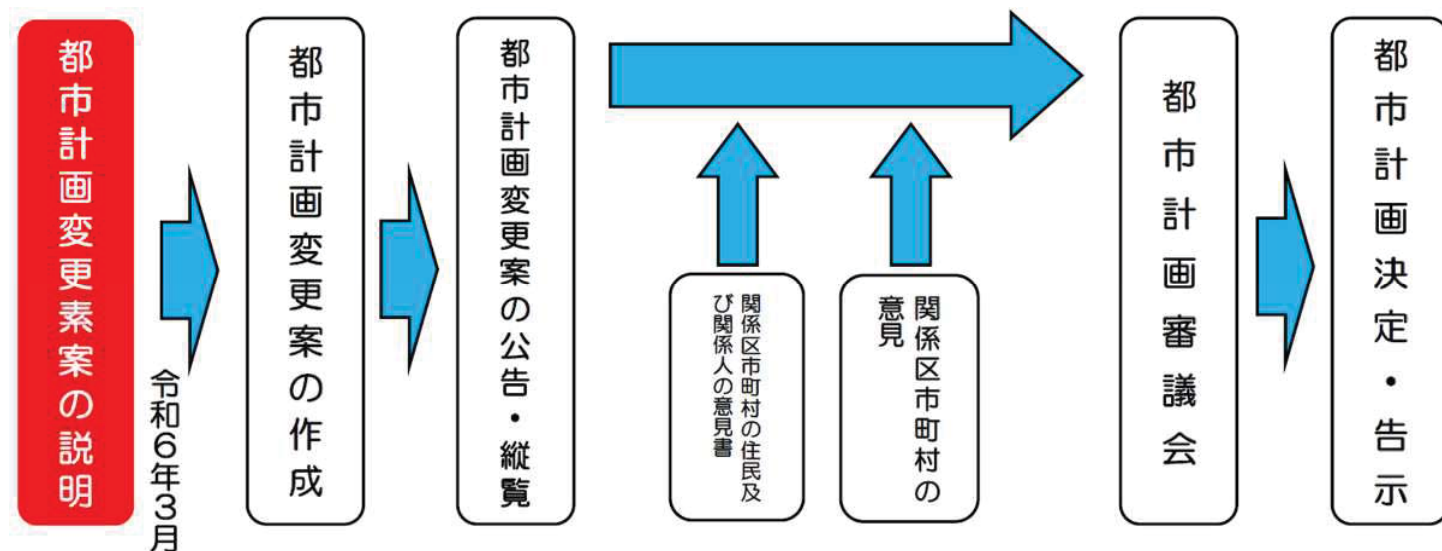
都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線
変更予定箇所	新宿区西落合一丁目地内、西落合二丁目地内、西落合三丁目地内、中野区松が丘二丁目地内、江古田二丁目地内、沼袋二丁目地内及び江古田四丁目地内
変更内容	一部区域の変更（隅切りの縮小）
延長の変更	15,240m → 15,290m
車線数の決定	2車線、4車線

位置図



この地図は、国土地理院長の認証（平成24年関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第489号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）4都市基街第130号、令和4年7月11日
この図面は、平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

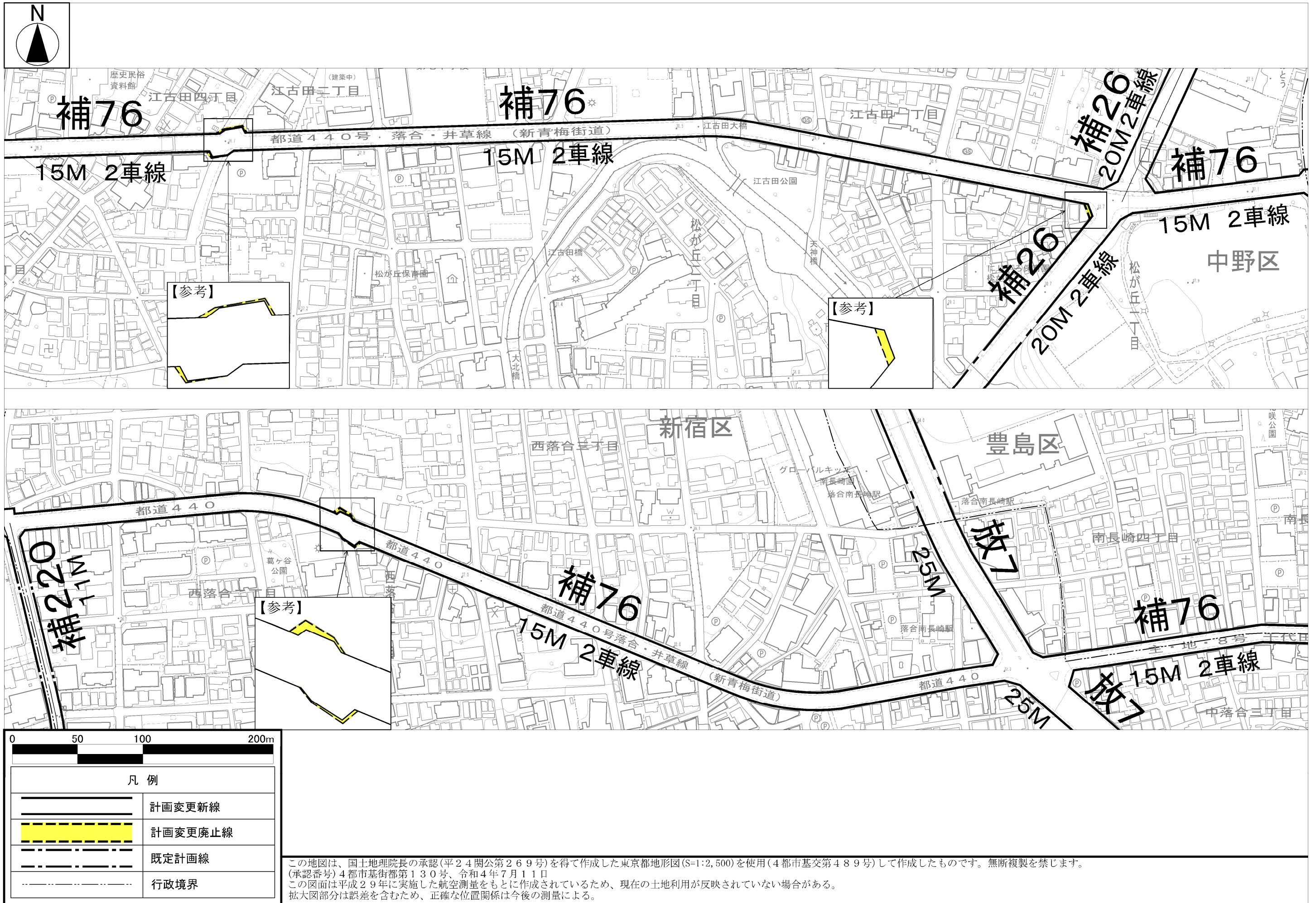
都市計画変更の手続の流れ



問合せ先

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 電話03 (5388) 3379
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎11階南側

計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第489号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号)4都市基街都第130号、令和4年7月11日
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。
 拡大図部分は誤差を含むため、正確な位置関係は今後の測量による。

今後の予定等について

1 これまでの動き

令和 6 年 5 月 15 日 東京都より東京都市計画道路の変更についての
意見照会

6 月 4 日～18 日 都市計画法第 17 条に基づく縦覧

2 今後のスケジュール (予定)

8 月 6 日まで 意見照会に対する回答

9 月 東京都都市計画審議会へ諮問

10 月上旬 東京都による都市計画決定・告示